

中間貯蔵施設に関する現地調査の了解について

平成25年9月27日
福島県双葉町

環境省が求めていた当町福島第一原子力発電所北側の2か所を候補地とする中間貯蔵施設に関する現地調査について、町議会と協議した結果、以下の条件を付して調査を受け入れる。

1. あくまでも調査の受入れであり、施設設置の受入れではないこと。
2. 調査対象となる土地の地権者には事前に必ず了解を得ること。
3. 調査工程表、実施計画書等及び詳細の調査地点については、事前に町に提示し協議すること。
なお、調査項目の決定にあたっては、大熊町、楡葉町と同等とし、必要に応じ追加すること。
4. 現地調査に際して町が必要とする者の同行を希望した場合は、対応すること。
5. 調査期間中の事故・災害・トラブルの未然防止に最大限の注意を払うこと。
6. 調査にあたっては、現地の状況と環境に配慮し、周囲への影響を最小限に抑えること。
7. 町及び町議会に対しては、調査の実施状況についての中間報告と、調査結果がまとまった時点での報告を公表前に必ず行うこと。
8. 帰還困難区域における除染モデル実証事業の早期着手を図り、結果を速やかに報告すること。